

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか4名

第7準備書面

2020年2月26日

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

第1 被告金井豊による「変な判決」発言

- 1 令和2年1月23日、「令和元年度 原子力規制委員会 第55回臨時会議」が開催された。議題は「原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換」であった。
- 2 補助参加人である北陸電力(株)からは、代表取締役社長である被告金井豊(以下、「被告金井」という)及び代表取締役副社長である被告石黒伸彦(以下、「被告石黒」という)が出席していた。
- 3 同会議の中で、被告金井は、四国電力伊方原子力発電所3号機(愛媛県伊方町)の運転を差し止める判断を下した同年1月17日の広島高等裁判所における仮処分決定を示唆して、「最近は変な判決がありましたすけれども」などと発言した(被告金井は「判決」と述べているが、この発言がなされた日が上記仮処分決定の6日後であることから、被告金井が上記仮処分決定を念頭に置いて発言したことは確実である)。

当該発言は、地元紙(富山県では北日本新聞や富山新聞、石川県では北陸中日新聞や北國新聞)でも大きく取り上げられるなど、地元住民も株主も非常に

関心を持つと思われるものであった。

4 この点、上記仮処分決定は、四国電力による活断層調査が不十分であることや火山噴火想定に甘さがあることを指摘した上で、それを前提とした原子炉設置変更許可申請、及び、安全性に問題がないとした原子力規制委員会の判断には過誤ないし欠落があり、不合理であるとしたものである。

5 被告金井の当該発言は、委員らから上記仮処分決定についての話題が出ていた訳でもない中で、被告金井が自らあえて能動的に発したものであった。

また、同会議映像を見ると、被告金井は当該発言後に鼻で笑うようなしぐさをしていた上、隣にいた被告石黒も笑みを浮かべていた。

被告らの当該言動は、原子力規制委員会の審査に合格した原発の再稼働を裁判所が認めないのはおかしい、同委員会の審査に合格さえすれば十分で原発は安全なのだという考え方の下、同委員会の顔色を伺うばかりで、自ら主体的・積極的に原発の安全性を極限まで高めていこうという姿勢や、自らの言葉で説明して、地元住民や株主からの信頼を得られるようにしていこうという責任感等が全く感じられないものである。

6 すなわち、被告金井の「変な判決」という発言は、四国電力の調査・想定等が十分であること、及び、原子力規制委員会の判断等が正しいことを当然の前提にした上で、あたかも裁判所は行政機関である原子力規制委員会の事実認定に完全に拘束されるべき（憲法76条2項参照）と言わんとするかのようである。

したがって、当該発言は、司法の判断を著しく軽視し、裁判所を愚弄していると言っても過言ではない。

第2 求釈明の申立て

そこで、原告らは、被告金井に対し、下記を明らかにすることを求める。

1 被告金井が述べた「変な判決」とは、四国電力伊方原子力発電所3号機の運

転を差し止めた令和2年1月17日の広島高等裁判所における仮処分決定のこ
とか。

2 上記1を肯定する場合、同仮処分決定が「変な」決定であるとはどのような
趣旨か。

3 被告金井は、意に沿わない裁判所の判断には従わぬいつもりであるのか。

以上